十三イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
　アグロ・エコ品質センター有限会社　ポーランド　ワルシャワ　モドリンスカ通り六／二〇七
　ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
　有機農産物及び有機農産物加工食品
十四イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
　ＰＮＧ認証機関有限会社　ポーランド　ダレシツェ　チスフ七十七Ａ
　ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
　有機農産物及び有機農産物加工食品
十五イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
　ビオエスクペルト株式会社　ポーランド　ワルシャワ　ベルギースカ通り五の四
　ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
　有機農産物及び有機農産物加工食品
十六イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
　ＣＯＢＩＣＯ　ポーランド　ヴイエリチカ　プジエビエチャ五二九
　ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
　有機農産物及び有機農産物加工食品
十七イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
　ＯＣＥグローバル　スペイン　アルバセテ市　アルキテクト・バンデルビラ通り二十番地
　ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
　有機農産物及び有機農産物加工食品
十八イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
　ＬＧＡＩ　テクノロジカル・センター　スペイン　マドリード市　カンペソ通り　一番地
　パルケ・エンプレサリアル・デ・ラス・メルセデス
　ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
　有機農産物及び有機農産物加工食品
十九イ　外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
　エコアグロコントロール　スペイン　カスティーリャ・ラ・マンチャ州　シウダ・レアル県
　ソクエリャモス市　ウミリャデーロ通り四十一番地
　ロ　外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る指定農林物資の種類
　有機農産物及び有機農産物加工食品

○経済産業省告示第二百九十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十九年十二月二十五日

経済産業大臣　世耕　弘成

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5270	株式会社ティーエス	兵庫県神戸市兵庫区浜中町二丁目五番十九号	平成二十九年十一月二日から平成三十年十一月一日まで
5271	株式会社キタガワ工芸	愛知県春日井市上田楽町川原先二千四百六十六番地一	平成二十九年十一月二十九日から平成三十年十一月二十八日まで

○国土交通省告示第千百八十一号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十九年十二月十二日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月二十五日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4529号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（腰巻式及び膨気併用式以外のもの）	ＦＷ－３	東洋物産株式会社	①ＬＬサイズの追加 ②使用できる裏地の種類の追加

○国土交通省告示第千百八十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月二十五日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　汐井谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成七年建設省告示第二百七十九号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）
　福岡県朝倉市杷木松末字汐井谷
　七一四番一　一号
　七〇五番一　二号及び三号
　七二〇番一　四号
　七二二番一　五号
　七一八番二　六号

○国土交通省告示第千百八十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十二月二十五日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　一ノ谷
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　石川県小松市麦口町
　ト　六四番二　一号
　　六四番一　二号
　　六三番三　三号
　　六二番一　四号
　　五四番　五号
　　五三番一　六号
　　四五番一　七号から九号まで
　　四三番　十号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　姫二号
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　石川県鳳珠郡能登町字姫
　八字　八五番一　一号及び三号
　　八八番　四号
　二丁目　一六八番　二号
　チ字　五四番　五号及び六号
　　五〇番　七号
　　四七番一　八号
　　四九番一　九号
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　姫七号
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　石川県鳳珠郡能登町字姫
　二丁目　一六六番　一号、十二号及び十三号
　　一六八番　九号及び十号
　　一六七番　十一号
　九字　一二番二　二号
　　一〇番　三号
　八番　四号
　　二番　五号及び六号
　八字　八八番　七号
　　八五番一　八号